月曜日

令和3年4月5日

条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬で

[新設]

って経済産業大臣が告示で定めるもの

|特定硝安油剤爆薬等」という。)及

(火工品と同時に貯蔵する場合を除く。)

特定硝安油剤爆薬等の特例)

の場合を除く。)及び第五項、第二十五条第

第二十五条の二第七号及び第九号

一条第一項から第三項まで(三級火薬庫

びこれを使用した火工品については、

第

〇経済産業省令第三十九号

づき、 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第十一条第二項及び第二十五条第一項の規定に基 令和三年四月五日 、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。 弘志

経済産業大臣 梶山

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

するものを掲げていないものは、これを加える。 る規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。 の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げ

第一条の六 3 を使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用 薬を使用しないものに限る。)については 号並びに第三十一条第四号及び第五号を適 特定コンポジット推進薬)十トンを爆薬 第一条の二第一号に規定する火薬のう (火薬及び火工品の換算) する(特定コンポジット推進薬又はこれ 七号及び第九号、第二十六条第一項第四 まで(三級火薬庫の場合を除く。)及び第 薬(火工品にあっては、その原料をなす 項、第二十五条第六号、第二十五条の二 推進薬であって、原料として爆薬を使用 ンに換算して第二十三条第一項から第一 ないもの(以下「特定コンポジット推進 びポリブタジエンを主とするコンポジ |という。)及びこれを使用した火工品(爆 項にかかわらず、 過塩素酸アンモニウム、アルミニウム 改 略 略 正 特定コンポジット推 後 第一条の六 2 • [新設] (火薬及び火工品の換算) 改 略 略 正 前

> 項各号に掲げる爆薬の数量は、 第四号及び第五号の適用において、当該各 第二十六条第一項第四号並びに第三十一条 剤爆薬等(火工品にあっては、 き爆薬一トンとして計算するものとする。 なす特定硝安油剤爆薬等)一・二トンにつ (貯蔵の区分) その原料を 特定硝安油

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それ 薬庫、 薬庫にあっては、異った貯蔵火薬類の区分 ればならない。この場合において、一級火 ぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなけ はならない に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵して 二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火

[略]	[略]
	大等」という。 大等」という。
	条の五第一号へ(2)
がん具煙火貯蔵庫	がん具煙火(第一
略	略
貯蔵すべき火薬庫	貯蔵火薬類の区分

2 5 4 (最大貯蔵量) 略

2 5 4

略

(最大貯蔵量)

次の表に

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に 薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵 掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同 する場合は ただし、同表22に掲げる火薬について、爆 表の火薬庫の種類別に該当する量とする。 同表11に掲げる火薬として扱

(貯蔵の区分)

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それ 薬庫にあっては、異った貯蔵火薬類の区分 薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火 ればならない。この場合において、一級火 ぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなけ はならない。 に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵して

[略]	がん具煙火 (第一 条の五第一号へ(2) に掲げるものを除 く。)	[略]	貯蔵火薬類の区分
[略]	がん具煙火貯蔵庫	[略]	貯蔵すべき火薬庫

第二十条火薬庫の最大貯蔵量は、 掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同 表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

[表略]

2 3 略

2 3

略

表略

官

の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制

三百個以下又は競技用紙雷管無制限

すためのものに限る。○○・一グラム以下

本が火薬一グラム以下爆薬

(爆発音を出

4 を使用したもの又は爆薬若しくは爆薬を使 る。この場合において、第一項の表2)に掲 該火工品を第一項の表①に掲げる火薬を使 用したものとして扱うこととする。 第一項の表に掲げない火工品について した火工品と同時に貯蔵するものは、 る火薬を使用した火工品であって、爆薬 し第一項から前項までの規定を適用す その原料をなす火薬又は爆薬の数量に 当

分して貯蔵しなければならない。 定める基準により設けられた隔壁により区 を五トンをこえて貯蔵する場合には、 ン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等 三 ト

第466号

号によるものとする。

のできる火薬類の用途及び数量は、次の各

物を連結したものであつてその本数が三 の煙火(マッチの側薬又は頭薬との摩擦 カーその他の点火によつて爆発音を出す る炎管二百個以下、 によつて発火するものを除く。) 三百個以 すためのものに限る。○○・一グラム以下 つて火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出 筒物 (スモーククラッカーを除く。)であ である場合に限る。)、 メートルを超えるものの個数が十個以下 径六センチメートルを超えるものの個数 以下の球状の打揚煙火七十五個以下(直 いて一日につき直径十四センチメートル を消費する場合には、同一の消費地にお 十本以下のものに限る。) であつてその一 信号又は観賞の用に供するために煙火 二十五個以下であって、直径十センチ (点火によつて爆発音を出す筒 ファイヤークラッ 仕掛煙火に使用す

4 る 対し第一項から前項までの規定を適用す は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に 第一項の表に掲げない火工品について

未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定 める基準により設けられた隔壁により区分 五トンをこえて貯蔵する場合には、三トン して貯蔵しなければならない。 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火を

5

(無許可消費数量)

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の 規定により許可を受けないで消費すること

(無許可消費数量)

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の のできる火薬類の用途及び数量は、 規定により許可を受けないで消費すること 号によるものとする。 次の各

直径十センチメートルを超え直径十四セ のものに限る。)○・一グラム以下の煙火 薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すため 下のものに限る。)であつてその一本が火 結したものであつてその本数が三十本以 て発火するものを除く。)三百個以下、爆 ものに限る。)○・一グラム以下の煙火 モーククラッカーを除く。)であつて火薬 の点火によつて爆発音を出す筒物(ス 煙火一台、ファイヤークラッカーその他 トル以下の球状の打揚煙火十五個以下、 センチメートルを超え直径十センチメー いて一日につき直径六センチメートル以 を消費する場合には、 ンチメートル以下の球状の打揚煙火十個 (マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつ グラム以下爆薬(爆発音を出すための 信号又は観賞の用に供するために煙火 の球状の打揚煙火五十個以下、直径六 (点火によつて爆発音を出す筒物を連 二百個以下の焰管を使用した仕掛 同一の消費地にお

> 四の二 映画若しくは放送番組の製作、演 る。)○・一グラム以下の煙火無制限 の原料をなす火薬若しくは爆薬五十グラ の興行又は博覧会その他これに類する催 限る。)又は発煙筒、撮影用照明筒若しく えるものの個数が五個以下である場合に 原料をなす火薬又は爆薬三十グラムを超 のの個数が三十五個以下であって、その なす火薬又は爆薬十五グラムを超えるも ム以下の煙火八十五個以下(その原料を の号において同じ。)を消費する場合に るために煙火(打揚煙火を除く。以下こ しの実施において演出の効果の用に供す 音楽その他の芸能の公演、スポーツ 同一の消費地において一日につきそ (爆発音を出すためのものに限

五~九 略

備考 表中の は注記である。

一十条第一項の表を次のように改める

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	火薬
実包及び空包	銃用雷管	導爆線	信号雷管	雷管工業雷管及び電気	等定硝安油剤爆薬	剤爆薬等を除く。) 爆薬(特定硝安油	推進薬	く。) ジット推進薬を除 火薬(特定コンポ	火薬類の種類火薬庫の種類
八千万個	四億個	メートル	一千万個	四千万個	四十八ト	四十トン	四百トン	八十トン二十トン	庫一級火薬
二千万個		メ 上 ト ル		一千万個	十二トン	十上ン	百トン		庫二級火薬
六万個	四十万個	メ ート ル 百	一万個	一万個	ロニゲ五	ロ二 グ 五 ム キ	ガーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー	グ五 ラナ ム ロ	庫三級 火薬
						二百トン		四百トン	庫水 蓄 火 薬
個八 千 万									薬実 庫包 火
									薬煙 庫火 火
									蔵煙が 庫火ん 貯具
									庫導 火 線

四の二 映画若しくは放送番組の製作、 劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツ 超え五十グラム以下の煙火五個以下又は 料をなす火薬若しくは爆薬三十グラムを の原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラ の号において同じ。)を消費する場合に るために煙火(打揚煙火を除く。以下こ しの実施において演出の効果の用に供す の興行又は博覧会その他これに類する催 発音を出すためのものに限る。)○・一 十グラム以下の煙火三十個以下、その原 す火薬若しくは爆薬十五グラムを超え三 ム以下の煙火五十個以下、その原料をな 同一の消費地において一日につきそ 撮影用照明筒若しくは爆薬

五~九 ラム以下の煙火無制限 略

この省令は、公布の日から施行する。 附 則

†	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)
ין ו	導火管	火線 導火線及び電気導	がん具煙火等	薬及び爆薬というでは、大せんの原料用火では、の原料用火の原料用火	薬 原料用火薬及び爆 煙火並びに煙火の	火せん信号炎管及び信号	制御発破用コード	導火管付き雷管	器コンクリート破砕	信管及び火管
	無制限	無制限			四十トン	八十トン	メ 山 百 キ ロ	一千万個	四百万個	二百万個
	無制限	無制限					メートル ロ	万二 個百 五十	百万個	
	無制限	無制限				ラ 百 キ ロ グ	トルヨー	個二 千五百	万個	三万個
		無制限		五トン	五トン	五トン			万二 個十 五	
			十トン							
	無制限	無制限								